【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（相場操縦に係る課徴金の計算に関し必要な事項）

**第三十三条の十四**　法第百七十四条第二項に規定する有価証券の売付け等又は同条第三項に規定する有価証券の買付け等が次の各号に掲げる取引であるときは、当該各号に掲げる取引の価格は、当該各号に定めるものとする。

一　法第二条第二十一項第二号に掲げる取引　約定数値

二　法第二条第二十一項第三号又は第二十二項第三号若しくは第四号に掲げる取引　オプションの対価の額

三　法第二条第二十一項第四号又は第二十二項第五号に掲げる取引　当該取引における変化率の算出に係る約定期間開始時の金融商品の利率等若しくは金融指標又はこれらに類似するもの

四　法第二条第二十一項第五号又は第二十二項第六号に掲げる取引　当事者があらかじめ定めた同条第二十一項第五号イ若しくはロ又は第二十二項第六号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する権利の対価の額又はこれに類似するもの

五　法第二条第二十二項第二号に掲げる取引　約定数値又はこれに類似するもの

２　前項の場合において、有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等の数量は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　前項第一号に掲げる取引　同号に定める約定数値と現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの

二　前項第二号に掲げる取引　同号に定めるオプションの対価の額を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの

三　前項第三号に掲げる取引　同号に定める金融商品の利率等若しくは金融指標と約定期間終了時の当該金融商品の利率等若しくは金融指標との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの

四　前項第四号に掲げる取引　同号に定める法第二条第二十一項第五号イ若しくはロ又は第二十二項第六号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する権利の対価の額を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの

五　前項第五号に掲げる取引　同号に定める約定数値と現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの

３　法第百七十四条第一項の課徴金の計算に関しては、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める価格で自己の計算において反対売買（同条第二項に規定する有価証券の売付け等にあつては同条第三項に規定する有価証券の買付け等をいい、同項に規定する有価証券の買付け等にあつては同条第二項に規定する有価証券の売付け等をいう。次項において同じ。）をしたものとみなす。

一　法第二条第二十一項第二号に掲げる取引が現実数値に基づき金銭の授受により決済された場合　現実数値

二　法第二条第二十一項第四号又は第二十二項第五号に掲げる取引について違反行為に係る金融商品の利率等若しくは金融指標の変化率に基づき金銭の授受が行われた場合又はこれに類似する場合　当該変化率の算出に係る約定期間終了時の金融商品の利率等若しくは金融指標又はこれらに類似するもの

三　法第二条第二十二項第二号に掲げる取引が現実数値に基づき金銭の授受により決済された場合又はこれに類似する場合　現実数値又はこれに類似するもの

四　法第二条第二十二項第四号に掲げる取引について当事者の意思表示により金銭の授受が行われた場合又はこれに類似する場合　当該意思表示が行われた時のオプションの対価の額

４　法第百七十四条第一項の課徴金の計算に関しては、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める時において、自己の計算において反対売買をしたものとみなす。この場合において、当該反対売買に係る価格は、零とする。

一　法第二条第二十一項第三号又は第二十二項第三号若しくは第四号に掲げる取引に係るオプションが消滅（前項第四号に掲げる事由による消滅を除く。以下この号において同じ。）した場合　当該オプションが消滅した時

二　法第二条第二十一項第五号又は第二十二項第六号に掲げる取引に係る権利（当事者があらかじめ定めた同条第二十一項第五号イ若しくはロ又は第二十二項第六号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する権利をいう。以下この号において同じ。）が消滅した場合　当該権利が消滅した時

５　法第百七十四条第一項第一号に掲げる額の計算に関しては、違反行為に係る有価証券の売付け等又は違反行為に係る有価証券の買付け等の数量が売買対当数量（同条第四項に規定する売買対当数量をいう。以下この項において同じ。）を超える場合には、同号イの有価証券の売付け等又は同号ロの有価証券の買付け等には、違反行為に係る有価証券の売付け等又は違反行為に係る有価証券の買付け等のうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てるものとする。

６　法第百七十四条第一項第二号イに掲げる額の計算に関しては、前項の規定により割り当てられなかつた有価証券の売付け等又は違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場金融商品等（法第百五十九条第二項第一号に規定する上場金融商品等をいう。以下この項及び次項において同じ。）若しくは店頭売買有価証券に係る有価証券の買付け等の数量が売付け等対当数量（法第百七十四条第五項に規定する売付け等対当数量をいう。以下この項において同じ。）を超える場合には、同条第一項第二号イ(1)の有価証券の売付け等又は同号イ(2)の有価証券の買付け等には、前項の規定により割り当てられなかつた有価証券の売付け等又は違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場金融商品等若しくは店頭売買有価証券に係る有価証券の買付け等のうち最も早い時期に行われたものから順次当該売付け等対当数量に達するまで割り当てるものとする。

７　法第百七十四条第一項第二号ロに掲げる額の計算に関しては、違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場金融商品等若しくは店頭売買有価証券に係る有価証券の売付け等又は第五項の規定により割り当てられなかつた有価証券の買付け等の数量が買付け等対当数量（同条第六項に規定する買付け等対当数量をいう。以下この項において同じ。）を超える場合には、同号ロ(1)の有価証券の売付け等又は同号ロ(2)の有価証券の買付け等には、違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場金融商品等若しくは店頭売買有価証券に係る有価証券の売付け等又は第五項の規定により割り当てられなかつた有価証券の買付け等のうち最も早い時期に行われたものから順次当該買付け等対当数量に達するまで割り当てるものとする。

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（相場操縦に係る課徴金の計算に関し必要な事項）

**第三十三条の十四**　法第百七十四条第二項に規定する有価証券の売付け等又は同条第三項に規定する有価証券の買付け等が次の各号に掲げる取引であるときは、当該各号に掲げる取引の価格は、当該各号に定めるものとする。

一　法第二条第二十一項第二号に掲げる取引　　約定数値

二　法第二条第二十一項第三号又は第二十二項第三号若しくは第四号に掲げる取引　オプションの対価の額

三　法第二条第二十一項第四号又は第二十二項第五号に掲げる取引　当該取引における変化率の算出に係る約定期間開始時の金融商品の利率等若しくは金融指標又はこれらに類似するもの

四　法第二条第二十一項第五号又は第二十二項第六号に掲げる取引　当事者があらかじめ定めた同条第二十一項第五号イ若しくはロ又は第二十二項第六号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する権利の対価の額又はこれに類似するもの

五　法第二条第二十二項第二号に掲げる取引　約定数値又はこれに類似するもの

２　前項の場合において、有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等の数量は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　前項第一号に掲げる取引　同号に定める　約定数値と　現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの

二　前項第二号に掲げる取引　同号に定めるオプションの対価の額を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの

三　前項第三号に掲げる取引　同号に定める金融商品の利率等若しくは金融指標と約定期間終了時の当該金融商品の利率等若しくは金融指標との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの

四　前項第四号に掲げる取引　同号に定める法第二条第二十一項第五号イ若しくはロ又は第二十二項第六号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する権利の対価の額を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの

五　前項第五号に掲げる取引　同号に定める約定数値と現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの

３　法第百七十四条第一項の課徴金の計算に関しては、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める価格で自己の計算において反対売買（同条第二項に規定する有価証券の売付け等にあつては同条第三項に規定する有価証券の買付け等をいい、同項に規定する有価証券の買付け等にあつては同条第二項に規定する有価証券の売付け等をいう。次項において同じ。）をしたものとみなす。

一　法第二条第二十一項第二号に掲げる取引が　現実数値に基づき金銭の授受により決済された場合　　現実数値

二　法第二条第二十一項第四号又は第二十二項第五号に掲げる取引について違反行為に係る金融商品の利率等若しくは金融指標の変化率に基づき金銭の授受が行われた場合又はこれに類似する場合　当該変化率の算出に係る約定期間終了時の金融商品の利率等若しくは金融指標又はこれらに類似するもの

三　法第二条第二十二項第二号に掲げる取引が現実数値に基づき金銭の授受により決済された場合又はこれに類似する場合　現実数値又はこれに類似するもの

四　法第二条第二十二項第四号に掲げる取引について当事者の意思表示により金銭の授受が行われた場合又はこれに類似する場合　当該意思表示が行われた時のオプションの対価の額

４　法第百七十四条第一項の課徴金の計算に関しては、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める時において、自己の計算において反対売買をしたものとみなす。この場合において、当該反対売買に係る価格は、零とする。

一　法第二条第二十一項第三号又は第二十二項第三号若しくは第四号に掲げる取引に係るオプションが消滅（前項第四号に掲げる事由による消滅を除く。以下この号において同じ。）した場合　当該オプションが消滅した時

二　法第二条第二十一項第五号又は第二十二項第六号に掲げる取引に係る権利（当事者があらかじめ定めた同条第二十一項第五号イ若しくはロ又は第二十二項第六号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する権利をいう。以下この号において同じ。）が消滅した場合　当該権利が消滅した時

５　法第百七十四条第一項第一号に掲げる額の計算に関しては、違反行為に係る有価証券の売付け等又は違反行為に係る有価証券の買付け等の数量が売買対当数量（同条第四項に規定する売買対当数量をいう。以下この項において同じ。）を超える場合には、同号イの有価証券の売付け等又は同号ロの有価証券の買付け等には、違反行為に係る有価証券の売付け等又は違反行為に係る有価証券の買付け等のうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てるものとする。

６　法第百七十四条第一項第二号イに掲げる額の計算に関しては、前項の規定により割り当てられなかつた有価証券の売付け等又は違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場金融商品等（法第百五十九条第二項第一号に規定する上場金融商品等をいう。以下この項及び次項において同じ。）若しくは店頭売買有価証券に係る有価証券の買付け等の数量が売付け等対当数量（法第百七十四条第五項に規定する売付け等対当数量をいう。以下この項において同じ。）を超える場合には、同条第一項第二号イ(1)の有価証券の売付け等又は同号イ(2)の有価証券の買付け等には、前項の規定により割り当てられなかつた有価証券の売付け等又は違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場金融商品等若しくは店頭売買有価証券に係る有価証券の買付け等のうち最も早い時期に行われたものから順次当該売付け等対当数量に達するまで割り当てるものとする。

７　法第百七十四条第一項第二号ロに掲げる額の計算に関しては、違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場金融商品等若しくは店頭売買有価証券に係る有価証券の売付け等又は第五項の規定により割り当てられなかつた有価証券の買付け等の数量が買付け等対当数量（同条第六項に規定する買付け等対当数量をいう。以下この項において同じ。）を超える場合には、同号ロ(1)の有価証券の売付け等又は同号ロ(2)の有価証券の買付け等には、違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場金融商品等若しくは店頭売買有価証券に係る有価証券の売付け等又は第五項の規定により割り当てられなかつた有価証券の買付け等のうち最も早い時期に行われたものから順次当該買付け等対当数量に達するまで割り当てるものとする。

（改正前）

（相場操縦に係る課徴金の計算に関し必要な事項）

**第三十三条の十四**　法第百七十四条第二項に規定する有価証券の売付け等又は同条第三項に規定する有価証券の買付け等が次の各号に掲げる取引であるときは、当該各号に掲げる取引の価格は、当該各号に定めるものとする。

一　有価証券指数等先物取引　約定指数又は約定数値

二　有価証券オプション取引又は有価証券店頭オプション取引　オプションの対価の額

三　有価証券店頭指数等先渡取引　店頭約定指数若しくは店頭約定数値又はこれらに類似するもの

四　有価証券店頭指数等スワップ取引　当該有価証券店頭指数等スワップ取引における変化率の算出に係る約定期間開始時の有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格又はこれらに類似するもの

２　前項の場合において、有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等の数量は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　前項第一号の取引　同号に定める約定指数又は約定数値と現実指数又は現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの

二　前項第二号の取引　同号に定めるオプションの対価の額を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの

三　前項第三号の取引　同号に定める店頭約定指数若しくは店頭約定数値と店頭現実指数若しくは店頭現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの

四　前項第四号の取引　同号に定める有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格と約定期間終了時の当該有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの

３　法第百七十四条第一項の課徴金の計算に関しては、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める価格で自己の計算において反対売買（同条第二項の有価証券の売付け等にあつては同条第三項の有価証券の買付け等をいい、同項の有価証券の買付け等にあつては同条第二項の有価証券の売付け等をいう。次項において同じ。）をしたものとみなす。

一　有価証券指数等先物取引が現実指数又は現実数値に基づき金銭の授受により決済された場合　現実指数又は現実数値

二　有価証券店頭指数等先渡取引が店頭現実指数若しくは店頭現実数値に基づき金銭の授受により決済された場合又はこれに類似する場合　店頭現実指数若しくは店頭現実数値又はこれらに類似するもの

三　有価証券店頭指数等スワップ取引について違反行為に係る有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格の変化率に基づき金銭の授受が行われた場合又はこれに類似する場合　当該変化率の算出に係る約定期間終了時の有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格又はこれらに類似するもの

四　有価証券店頭オプション取引（法第二条第二十六項第二号に規定するものに限る。）について当事者の意思表示により金銭の授受が行われた場合又はこれに類似する場合　当該意思表示が行われた時のオプションの対価の額

４　法第百七十四条第一項の課徴金の計算に関しては、有価証券オプション取引又は有価証券店頭オプション取引に係るオプションが消滅（前項第四号に掲げる事由による消滅を除く。以下この項において同じ。）をした場合には、当該オプションが消滅をした時において、自己の計算において反対売買をしたものとみなす。この場合において、当該反対売買に係る価格は、零とする。

（各号　新設）

５　法第百七十四条第一項第一号に掲げる額の計算に関しては、違反行為に係る有価証券の売付け等又は違反行為に係る有価証券の買付け等の数量が売買対当数量（同条第四項に規定する売買対当数量をいう。以下この項において同じ。）を超える場合には、同号イの有価証券の売付け等又は同号ロの有価証券の買付け等には、違反行為に係る有価証券の売付け等又は違反行為に係る有価証券の買付け等のうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てるものとする。

６　法第百七十四条第一項第二号イに掲げる額の計算に関しては、前項の規定により割り当てられなかつた有価証券の売付け等又は違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場有価証券等（法第百五十九条第一項に規定する上場有価証券等をいう。以下この項及び次項において同じ。）若しくは店頭売買有価証券に係る有価証券の買付け等の数量が売付け等対当数量（法第百七十四条第五項に規定する売付け等対当数量をいう。以下この項において同じ。）を超える場合には、同号イ(1)の有価証券の売付け等又は同号イ(2)の有価証券の買付け等には、前項の規定により割り当てられなかつた有価証券の売付け等又は違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場有価証券等若しくは店頭売買有価証券に係る有価証券の買付け等のうち最も早い時期に行われたものから順次当該売付け等対当数量に達するまで割り当てるものとする。

７　法第百七十四条第一項第二号ロに掲げる額の計算に関しては、違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場有価証券等若しくは店頭売買有価証券に係る有価証券の売付け等又は第五項の規定により割り当てられなかつた有価証券の買付け等の数量が買付け等対当数量（同条第六項に規定する買付け等対当数量をいう。以下この項において同じ。）を超える場合には、同号ロ(1)の有価証券の売付け等又は同号ロ(2)の有価証券の買付け等には、違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場有価証券等若しくは店頭売買有価証券に係る有価証券の売付け等又は第五項の規定により割り当てられなかつた有価証券の買付け等のうち最も早い時期に行われたものから順次当該買付け等対当数量に達するまで割り当てるものとする。

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】 （改正なし）

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 政令第269号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 政令第230号】 （改正なし）

【平成17年2月16日 政令第19号】

（改正後）

（相場操縦に係る課徴金の計算に関し必要な事項）

**第三十三条の十四**　法第百七十四条第二項に規定する有価証券の売付け等又は同条第三項に規定する有価証券の買付け等が次の各号に掲げる取引であるときは、当該各号に掲げる取引の価格は、当該各号に定めるものとする。

一　有価証券指数等先物取引　約定指数又は約定数値

二　有価証券オプション取引又は有価証券店頭オプション取引　オプションの対価の額

三　有価証券店頭指数等先渡取引　店頭約定指数若しくは店頭約定数値又はこれらに類似するもの

四　有価証券店頭指数等スワップ取引　当該有価証券店頭指数等スワップ取引における変化率の算出に係る約定期間開始時の有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格又はこれらに類似するもの

２　前項の場合において、有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等の数量は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　前項第一号の取引　同号に定める約定指数又は約定数値と現実指数又は現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの

二　前項第二号の取引　同号に定めるオプションの対価の額を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの

三　前項第三号の取引　同号に定める店頭約定指数若しくは店頭約定数値と店頭現実指数若しくは店頭現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの

四　前項第四号の取引　同号に定める有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格と約定期間終了時の当該有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの

３　法第百七十四条第一項の課徴金の計算に関しては、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める価格で自己の計算において反対売買（同条第二項の有価証券の売付け等にあつては同条第三項の有価証券の買付け等をいい、同項の有価証券の買付け等にあつては同条第二項の有価証券の売付け等をいう。次項において同じ。）をしたものとみなす。

一　有価証券指数等先物取引が現実指数又は現実数値に基づき金銭の授受により決済された場合　現実指数又は現実数値

二　有価証券店頭指数等先渡取引が店頭現実指数若しくは店頭現実数値に基づき金銭の授受により決済された場合又はこれに類似する場合　店頭現実指数若しくは店頭現実数値又はこれらに類似するもの

三　有価証券店頭指数等スワップ取引について違反行為に係る有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格の変化率に基づき金銭の授受が行われた場合又はこれに類似する場合　当該変化率の算出に係る約定期間終了時の有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格又はこれらに類似するもの

四　有価証券店頭オプション取引（法第二条第二十六項第二号に規定するものに限る。）について当事者の意思表示により金銭の授受が行われた場合又はこれに類似する場合　当該意思表示が行われた時のオプションの対価の額

４　法第百七十四条第一項の課徴金の計算に関しては、有価証券オプション取引又は有価証券店頭オプション取引に係るオプションが消滅（前項第四号に掲げる事由による消滅を除く。以下この項において同じ。）をした場合には、当該オプションが消滅をした時において、自己の計算において反対売買をしたものとみなす。この場合において、当該反対売買に係る価格は、零とする。

５　法第百七十四条第一項第一号に掲げる額の計算に関しては、違反行為に係る有価証券の売付け等又は違反行為に係る有価証券の買付け等の数量が売買対当数量（同条第四項に規定する売買対当数量をいう。以下この項において同じ。）を超える場合には、同号イの有価証券の売付け等又は同号ロの有価証券の買付け等には、違反行為に係る有価証券の売付け等又は違反行為に係る有価証券の買付け等のうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てるものとする。

６　法第百七十四条第一項第二号イに掲げる額の計算に関しては、前項の規定により割り当てられなかつた有価証券の売付け等又は違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場有価証券等（法第百五十九条第一項に規定する上場有価証券等をいう。以下この項及び次項において同じ。）若しくは店頭売買有価証券に係る有価証券の買付け等の数量が売付け等対当数量（法第百七十四条第五項に規定する売付け等対当数量をいう。以下この項において同じ。）を超える場合には、同号イ(1)の有価証券の売付け等又は同号イ(2)の有価証券の買付け等には、前項の規定により割り当てられなかつた有価証券の売付け等又は違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場有価証券等若しくは店頭売買有価証券に係る有価証券の買付け等のうち最も早い時期に行われたものから順次当該売付け等対当数量に達するまで割り当てるものとする。

７　法第百七十四条第一項第二号ロに掲げる額の計算に関しては、違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場有価証券等若しくは店頭売買有価証券に係る有価証券の売付け等又は第五項の規定により割り当てられなかつた有価証券の買付け等の数量が買付け等対当数量（同条第六項に規定する買付け等対当数量をいう。以下この項において同じ。）を超える場合には、同号ロ(1)の有価証券の売付け等又は同号ロ(2)の有価証券の買付け等には、違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場有価証券等若しくは店頭売買有価証券に係る有価証券の売付け等又は第五項の規定により割り当てられなかつた有価証券の買付け等のうち最も早い時期に行われたものから順次当該買付け等対当数量に達するまで割り当てるものとする。

（改正前）

（新設）